

第 4 次
多治見市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
（案）

令和 8 年 月

多治見市

(目 次)

はじめに	1
第 1 章 計画の目的、基本方針	3
第 2 章 目標年次	4
第 3 章 ごみの排出状況	5
第 1 節 ごみ処理の概要	5
1. 処理・処分対象ごみ	
2. ごみ処理体系	
3. ごみの処理主体	
第 2 節 排出抑制・再資源化の現状	8
1. ごみの発生抑制	
2. 収集・中間処理段階における再資源化	
3. 市民の再資源化の取り組みへの支援	
第 3 節 収集・運搬の状況	12
1. 収集・運搬体制	
2. 収集・運搬実績	
第 4 節 中間処理の現状	17
1. ごみ焼却施設の概要と処理実績	
2. ごみ焼却施設の周辺環境調査結果	
3. 生ごみ堆肥化及び B D F 製造施設の概要	
第 5 節 最終処分	23
1. 最終処分場の概要と処理実績	
第 6 節 現況におけるごみ処理の課題	31
1. 排出抑制・再資源化	
2. 収集・運搬	
3. 中間処理	
4. 最終処分	
5. 情報共有と具体的な行動	
第 4 章 ごみ処理基本計画	33
第 1 節 排出抑制・再資源化計画	33
1. 具体的な方策	
第 2 節 収集・運搬計画	36
1. 収集・運搬に関する目標	

2. 収集区域と人口

3. 収集・運搬方法及び量

第3節 中間処理

1. 中間処理に関する目標

2. 中間処理対象ごみ及び量

3. 運転管理計画

4. 焼却処理に伴うエネルギー回収・利用方法

5. 焼却により発生する溶融スラグ、メタルの資源化

6. 分別により収集された資源の処理

第4節 最終処分計画

1. 最終処分の目標

2. 施設の適正管理と産業廃棄物の受け入れ

3. 最終処分の方法

..... 40

..... 44

はじめに

便利さの追求に立脚した大量生産・大量消費・大量廃棄から、消費したものを再資源化し、それを原材料とあわせて商品化(生産)するという循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を目指すことが世界の潮流となっています。

平成 12 年の循環型社会形成推進基本法をはじめとして法的整備が進み、容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）、資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）、建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）、食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）、自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）が整備され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成していくための方向性と枠組みが示されました。また、平成 25 年 4 月 1 日より、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行され、希少金属等を国内循環のなかで調達していく取り組みが始まりました。海洋プラスチックの問題や製造業における E U 等の海外のプラスチック再生品の使用義務等をうけ、令和 4 年に「プラスチック資源循環促進法」が施行され、製品プラスチックを含めたプラスチックごみについても国内循環の促進が求められるようになりました。

多治見市では、市民の協力を得て、国内他市に先駆け昭和 58 年からカン金属類、ビン類の分別収集を開始し、さらに資源集団回収（平成 3 年～）や生ごみ処理容器の助成制度（昭和 60 年～）、指定ごみ袋制（平成 9 年～）など、ごみ減量・再資源化の施策を推進してきました。

平成 10 年には、環境庁（現環境省）のモデル都市として「循環型社会システム構想」を策定し、ごみを資源として活用し、「脱焼却」「脱埋立」を目標とする計画を策定しました。平成 12 年 4 月から資源物の種類を増やし、家庭ごみの 23 分別収集を始めるとともに、平成 15 年 4 月からは破碎施設を併設したコークスベッド式直接熔融炉を備えた焼却施設（三の倉センター）を本格稼働させ、焼却灰の熔融資源化と廃棄物発電を行っています。

また、構想策定のきっかけとなった最終処分場建設については、平成 22 年 6 月から大畑センター管理型処分場の運用を開始しました。この施設は、焼却施設から排出される飛灰専用の最終処分場で、屋根付きの「クローズドシステム」を採用しています。

「循環型社会システム構想」は、平成 28 年度に最終検証を行い、構想の年次目標は達成できず終了しましたが、基本理念は変更せず、第 3 次一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成 29 年～令和 8 年)において継続して取り組んできました。

計画期間内には、飲料水のびんや缶からペットボトルへの置換、電子化による紙媒体(新聞紙や雑誌)の減少等がより進み、令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症の拡大による資源集団回収の自粛等により、資源の収集量が大きく減少し、コロナ後も続いています。コロナ禍では、感染症対策として、飲食のテイクアウトや使い捨て容器が励行され、コロナ後も生活スタイルとして定着しています。

現在、東濃西部 3 市による広域でのごみ焼却施設整備について、令和 19 年度稼働を目標に協議が進められています。これを見据えた各施設の運用や体制等を今後検討していく必要があります。

また、従来からの排出抑制や再資源化の施策に加え、プラスチック類の資源化やリチウムイオン電池等の安全な回収等にも取り組む等、社会情勢や市民の生活スタイルの変化もふまえ、第 4 次一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(令和 9 年～令和 18 年)として、廃棄物処理に対する基本的な考え方と取り組むべき方策を定め、継続した取り組みを進めていきます。

第1章 計画の目的、基本方針

一般廃棄物処理（ごみ処理）基本計画にて、長期的なビジョンのもとに、市民と事業者と市がそれぞれの役割を果たし、ごみの発生抑制から処分までの一貫した処理体系を築き、適正処理を推進していきます。

【一般廃棄物処理（ごみ処理）基本計画の基本方針】

1. 諸計画との調和

総合計画や環境基本計画、都市計画等と十分に整合がとれた計画とします。

2. 発生抑制（リデュース）の推進

再資源化（リサイクル）や適正処理よりも優先して、ごみを生まない生活様式の確立を目指します。

3. 分別排出と再生利用の促進

再使用（リユース）や再資源化（リサイクル）の促進を図り、省資源、省エネルギーにつなげていくため、市民と事業者と市が協力して、ごみの分別排出、処理過程での再資源化等を推進します。

4. 適正処理の推進

多治見市の区域内で分別排出されたごみを速やかに収集・運搬し、法令に基づき、衛生的かつ安定的に処理することによって、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ります。

5. 環境保全を重視した経済的で効率の良いごみ処理体系の確立

ごみ処理に当たっては、地域の環境保全に重点を置き、経済的で効率的な運営を行うことを基本として、収集・運搬、中間処理、最終処分の各処理体制を相互に連携した体系として整備します。

6. 他自治体との連携

自治体単独では解決できない課題や大規模災害時の支援等、他自治体との連携を図ります。

第 2 章 目標年次

本計画の期間は、令和 9 年度から 18 年度までの 10 年間です。

また、社会情勢の変化等に伴う計画の見直しは、令和 9 年度から 5 年目の令和 13 年度に行い、計画策定の諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じ見直しを行います。

第3章 ごみの排出状況

第1節 ごみ処理の概要

1.処理・処分対象ごみ

家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物及び一部の産業廃棄物

- ・家庭系一般廃棄物…一般家庭から排出される廃棄物
- ・事業系一般廃棄物…事業活動に伴って生じる一般廃棄物

なお、産業廃棄物については、一般廃棄物の処理に支障のない範囲で処理を行います。

2.ごみ処理体系

体系図は図3-1のとおりです。

(1) 燃やすごみ（粗大ごみを含む）

コークスベッド式直接溶融炉を備えた施設（三の倉センター）で処理します。排出されるメタルと溶融スラグは、建設材料等として再資源化します。飛灰は、キレート処理後にセメント固化し、大畑センター管理型最終処分場及び名古屋市愛岐処分場で埋立処分しています。

(2) 破碎ごみ（粗大ごみを含む）

令和元年8月に発生した火災により破碎選別機が破損したため、破碎選別は現在行っていません。

現在は、大畑センターで手作業により分別した後、三の倉センターで焼却処理をするか、名古屋市の大江破碎工場または尾張東部衛生組合晴丘センター（尾張旭市）へ処理委託をしています。

(3) 資源

三の倉センターと大畑センターで保管・選別・圧縮し、民間処理業者へ引き渡し、資源化します。

なお、リサイクルステーションの古紙類と古着類は、直接、民間業者へ搬入しています。

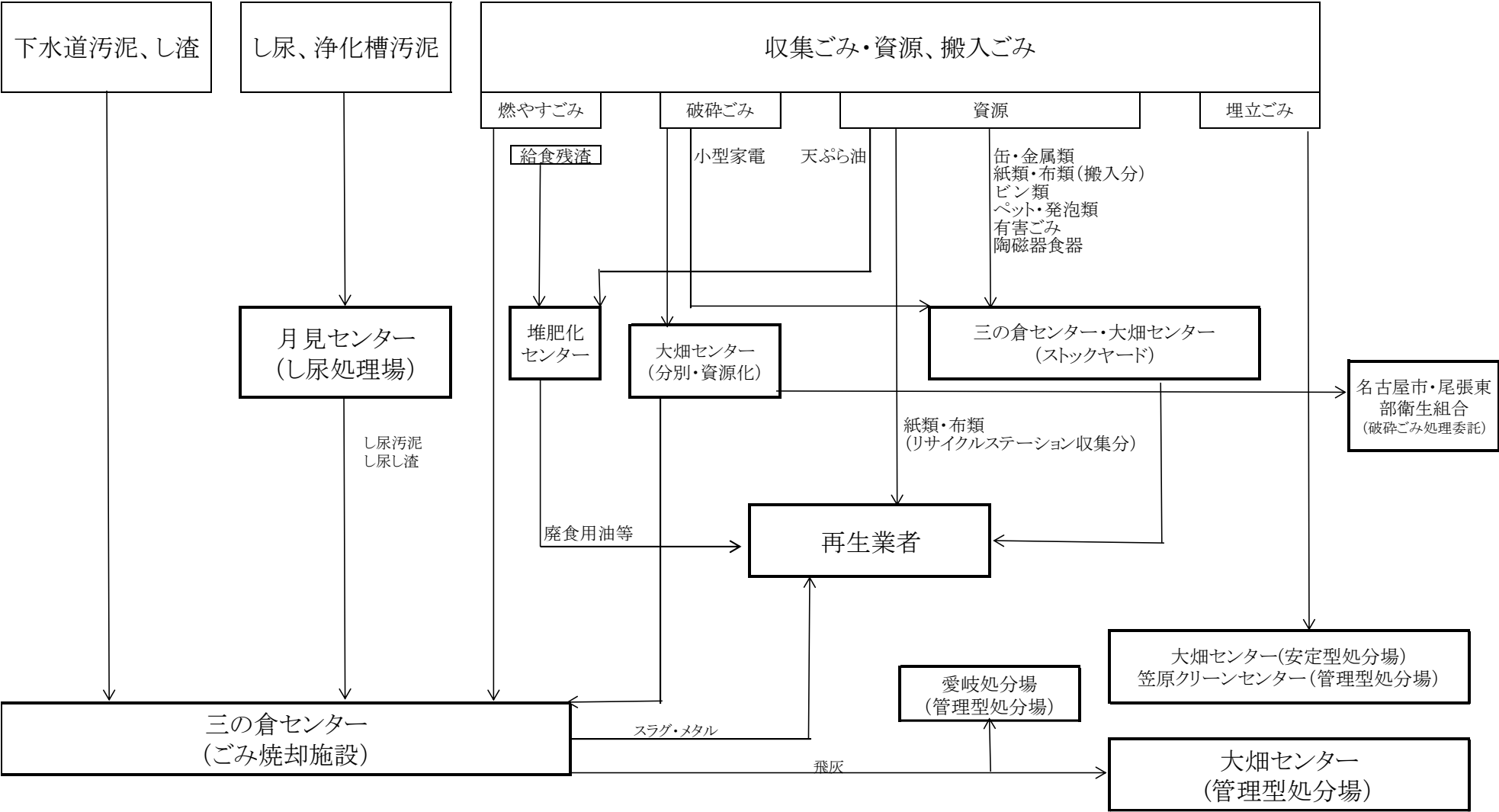
(4) 有害ごみ（電池、水銀体温計、蛍光管）

民間処理業者に引き渡し、無害化処理した後、再資源化や埋立処分します。

(5) その他

- ・排出抑制、再資源化促進のため、資源集団回収や生ごみ処理装置に対する補助制度を継続
- ・少量の産業廃棄物（「多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」で定めます。）については、三の倉センターと大畑センターにて受け入れ
- ・下水道処理施設から排出される下水汚泥は、三の倉センターで焼却溶融処理（燃やすごみとの混焼）を実施

図 3.1 ごみ処理体系



3.ごみの処理主体

1.収集・運搬

家庭ごみ（可燃、破碎及び粗大）の収集・運搬は、旧多治見地区は市直営とし、旧笠原地区は委託としています。また、資源（廃乾電池、廃蛍光管及び天ぷら油を含みます。）の収集・運搬は、多治見市全域で委託しています。

2.中間処理

三の倉センターの運転管理及び堆肥化センターについては委託しています。

3.最終処分

大畑センター及び笠原クリーンセンターを一体的に市直営で管理します。

また、周辺環境への重大な影響が懸念されているため、搬入ごみの検査や環境調査等を継続的に実施し、地域へは報告会を毎年実施しています。

第2節 排出抑制・再資源化の現状

1.ごみの発生抑制

平成9年1月、指定ごみ袋及び粗大ごみシールによる家庭ごみ有料化を開始しました。これを契機に市民のごみ減量に対する関心が高まり、マイバッグ運動やグリーン購入など環境に配慮された商品の購入の促進に取り組まれるようになりました。

平成12年度に家庭ごみの「23分別収集」を始め、平成7年7月に、廃棄物処理手数料（指定ごみ袋、持込み処理）の大幅な見直しを実施し、再資源化の促進と発生抑制の動機付けの働き掛けをしています。また、陶磁器食器のリサイクルに取り組む地元企業を応援するよう、平成24年4月からは、これまでの「23分別収集」に資源として「陶磁器食器」を追加し、「23+1分別」としました。

平成19年4月に「改正容器包装リサイクル法」が施行され、平成20年10月からレジ袋の有料化が始まりました。令和4年には「プラスチック資源循環促進法」が施行され、プラスチックごみの減量化・資源化の取り組みが求められています。

ごみ減量・再資源化（リサイクル）の広報に努めるよう、環境イベントやエコクッキング教室、おとどけセミナーを継続して実施しています。平成26年度からは一部地域で伐採した草木類の資源化（堆肥）を行い、さらなるごみの減量に取り組んでいます。

また、令和7年4月から処理施設への持ち込みの手数料を見直し、事業所等のごみ減量を促します。

2.収集・中間処理における再資源化

市内約600か所のリサイクルステーションに、家庭からの資源が排出されます。かご回収方式で、委託業者が前日にかご等を配置し、当日回収を行っています。

分別収集によって回収された資源は、再使用（リユース）又は再資源化（リサイクル）されていますが、市況の状況により、逆有償（料金を支払い引き取ってもらうこと。）になるものもあります。

資源の回収量は減少傾向にあります。理由として、新聞紙や雑誌等の紙媒体自体が電子化の推進により減少傾向にあること、びんや缶からペットボトルに置き換わりが進んでいること、家庭からのペットボトルやトレイ類の排出量が減少しているとは考えられないことから、民間の自主回収のルートでの収集が増加し、市の収集量は減少していることと思われます。なお、資源化実績（持込み）は表3.1、資源化実績（収集）は表3.2のとおりです。

表 3.1 資源化実績（持込）

（単位：t）

項目/年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
紙・布類	284	342	353	302	260	264	233
金属、ビン、プラスチック類	220	386	614	442	251	262	239
合 計	504	728	947	744	511	526	472

表 3.2 資源化実績（収集）

（単位：t）

項目/年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
紙類	723	942	803	738	607	696	607
新聞紙チラシ	293	384	341	303	244	287	250
雑誌類(含雑紙)	294	360	297	279	227	257	225
段ボール	129	187	156	147	127	144	124
牛乳パック	7	11	9	9	9	8	8
布類	79	138	116	97	21	104	82
ガラスビン類	375	358	298	297	322	320	350
金属類	163	210	157	144	130	130	115
飲料缶	41	54	50	46	41	42	38
その他金属	122	156	107	98	88	88	77
プラスチック類	88	84	101	89	95	92	94
白色トレイ	8	6	8	7	6	4	4
色柄トレイ、発泡スチロール	15	6	14	12	14	14	14
ペットボトル	65	72	79	70	75	74	76
天ぷら油	16	15	11	11	12	9	9
陶磁器食器	40	46	27	27	33	29	30
電池・水銀体温計・蛍光管	20	23	21	20	19	19	21
合 計	1,504	1,816	1,534	1,423	1,239	1,399	1,308

表 3.3 資源化実績（カレット出荷量）

（単位：t）

項目/年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
カレット合計(出荷量)	398	464	366	409	369	369	407
白(無色)	203	240	190	200	189	178	209
茶	133	130	113	131	108	110	119
緑	20	21	21	20	22	21	21
黒	0	12	0	9	9	11	9
その他色	42	61	42	49	41	49	49
ビン類(千本)	13	11	21	20	19	14	19

※カレットは、ガラスビンを破砕しガラス片状にしたもの。リサイクル原料として使用。

3.市民の再資源化の取り組みへの支援

(1) 資源集団回収助成

平成3年4月から古紙等を集団で回収する市民団体に奨励金を交付し、回収促進を図ってきました。しかし、回収量は減少傾向にあり、とくに、コロナ禍において、感染拡大防止の観点から実施を自粛したところが多くあり、回収量は大きく減少しました。コロナ禍後も以前のような回収量には戻っていないことから、少子化や高齢化による担い手不足等の影響もあるものと考えられます。なお、令和2年度からは、回収品目にかかわらず、同一単価とし、回収量に応じた公平でわかりやすい奨励金制度を行っています。（表 3.4）

表 3.4

資源集団回収量の実績

（単位：t）

項目/年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
集団回収合計	1,983	1,184	1,148	1,377	1,312	1,115	988
段ボール	398	286	275	333	353	326	313
新聞	878	458	435	548	480	373	309
雑誌	576	368	368	407	396	352	307
牛乳パック	18	8	8	10	10	9	9
古着	88	50	47	61	55	37	34
アルミ缶	24	14	15	17	18	17	16
集団回収奨励金合計（千円）	8,318	5,920	5,738	6,886	6,560	5,575	4,939

(2) 生ごみ処理装置購入補助

昭和 60 年度にコンポスト容器の助成制度を創設（購入額の 1/3、限度額 3,000 円）しました。その後、申請者減少のため中断していましたが、リサイクル意識の高まりに伴って平成 4 年 10 月に制度を充実して再開し（設置費の 1/2、限度額 5,000 円）、さらに平成 10 年 4 月からは電気式生ごみ処理機を補助対象（購入額の 1/2、限度額 20,000 円）に加えました。

買換需要の影響もあり、平成 16～17 年度には申請が増加しましたが、意欲のある人にはある程度普及したと判断し、平成 22 年度に助成制度を見直しました（購入額の 1/4 で、処理容器は限度額 2,500 円、電気式処理機は 10,000 円）。

令和 7 年度からは、「1 回限り」としていた生ごみ処理機等の購入への補助を交付から 5 年経過後は 2 回目以降も受けられるように制度の見直しを行いました。

一方、「ボカシ」の取扱いについては、平成 6 年 12 月から市による取次販売を開始し、平成 6 年 12 月から専用容器も助成対象としています。また、平成 22 年 10 月からは、ダンボールコンポストについても市による取次販売を開始する等、家庭における生ごみの堆肥化を支援しています。

なお、生ごみ処理容器等への助成実績は、表 3.4 のとおりです。

表 3.5 生ごみ処理容器等助成実績

項目/年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
生ごみ処理機件数合計	29	36	39	34	39	28	27
コンポスト容器	22	26	13	16	17	7	6
ボカシ容器							
電気式処理機	7	10	26	18	22	21	21
助成額合計（千円）	84	109	235	148	210	209	199

第3節 収集・運搬の状況

1.収集・運搬体制

(1)計画収集区域

計画収集区域は、行政区域全域の 9,125ha とします。

(2)計画収集人口

過去 10 年間の行政区域内人口、計画収集人口は、表 3.6 のとおりです。

なお、家庭ごみの全量を自家処理（焼却・埋立て）している家庭はないことから、平成 6 年度からは自家処理人口をゼロとして、行政区域内人口と計画収集人口を同数としています。

表 3.6 過去 10 年間の計画収集人口

(単位：人)

区分/年度	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
行政区域内人口	112,891	112,145	111,292	110,360	109,675	108,404	107,308	106,435	105,242	104,071
計画収集人口	112,891	112,145	111,292	110,360	109,675	108,404	107,308	106,435	105,242	104,071
自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※人口は、10 月 1 日現在のもの

(3)収集対象ごみの分別区分と排出方法

収集対象ごみの分別区分と排出方法は表 3.6 に、収集車両の内訳は表 3.7、表 3.8 のとおりです。

平成 18 年 7 月 1 日からは、笠原町地区を含めた全市域において、多治見市の分別及び排出方法に切り替えています。ただし、収集方法については、燃やすごみ及び破碎ごみは直営収集、笠原町区域は委託収集、資源は市内全域が委託収集で、三の倉センター又は大畑センターに搬入しています。

表 3.7 収集ごみの分別方法と排出方法

排出区分		収集回数	排出方法
缶・金属類	飲料缶	月2回(排出区分により、 2回に分けて収集)	リサイクルステーションへ排出
	その他金属		
紙類	新聞紙、折込チラシ		
	雑誌類、ざつ紙類		
	段ボール		
	飲料用紙パック		
布類	布、古着類		
生きビン	ビールビン		
	一升ビン		
雑ビン	無色		
	茶色		
	緑色		
	黒色		
	その他色ビン、化粧品ビン、ガラス製品		
ペット・発泡類	ペットボトル	3ヵ月に1回	リサイクルステーションへ排出
	白色発泡トレイ		
	色・柄発泡トレイ、発泡スチロール		
天ぷら油	天ぷら油		
有害ごみ	電池、水銀体温計		
	蛍光管		
陶磁器食器	陶磁器食器		
燃やすごみ		週2回	指定ごみ袋を使用し、ごみステーションへ排出
破碎ごみ		月1回	
粗大ごみ		品目により燃やすごみ、 破碎ごみのいずれかに 排出	粗大ごみシールを貼って、ごみステーション へ排出

※資源の収集車両は委託事業者の運用によります。

表 3.8 収集車両の内訳（直営分）（令和8年4月1日現在）

区分	積載量	台数	使用区分
パッカー車	3t	6 台	燃やすごみ、破碎ごみの併用
	3.5t	10 台	
	4t	0 台	
	5.5t	0 台	
低床トラック	2t	1 台	
	3t	3 台	
軽トラック	0.4t	1 台	一斉清掃、その他作業用
計		21 台	

表 3.9 収集車両の内訳（委託分）

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

区分	積載量	台数	使用区分
パッカー車	4.8t	1 台	資源、燃やすごみ、破砕ごみの併用
	4.4t	1 台	
	3t	1 台	
	2.65t	1 台	
ユニック車	3.95t	2 台	
	3.7t	1 台	
	2t	1 台	
	1.5t	1 台	
	0.85t	1 台	
ダンプ車	3 t	1 台	
計		11 台	

2.収集・運搬実績

(1)家庭系ごみ

ごみの排出量は、生活様式の多様化により人口増加率を超える伸びで年々増加していましたが、平成 15 年度をピークに減少傾向にあります。

平成 12 年度から開始された家庭ごみの 23 分別収集により、資源化を図り、市民の分別排出、市の合理的な回収と資源化の役割分担を明確にしました。また、平成 15 年 4 月にコークスベッド式直接熔融炉を備えた焼却施設（三の倉センター）が本格稼動したことにより、従来埋立処理をしていた資源化できないプラスチック等を熔融処分することとなったため、埋立処分量については大幅に減少しました。

平成 17 年 7 月には、更なるごみ減量と 23 分別収集の徹底を目指して、廃棄物処理手数料（ごみ袋料金等）の大幅な値上げを実施したこともあり、燃やすごみの収集実績は、毎年度減少していました。しかし、令和 2 年以降の新型コロナウイルス感染症の流行により、外出自粛による自宅時間（おうち時間）の増加に伴う食事回数の増加や飲食店等のテイクアウト利用、在宅勤務やオンライン授業等、家庭ごみの排出量が増加したものと考えられます。

1 年間の総収集ごみ量は令和 7 年度実績が 16,998 t（資源含む）で、市民 1 人 1 日当たり 447g 排出していることになります。

1 人 1 日当たりのごみ排出量は、平成 17 年 7 月に廃棄物処理手数料（ごみ袋料金等）の値上げを実施したことにより、大幅に減少し、その後は、毎年度減少傾向となっています。

収集運搬実績は表 3.10 のとおりです。

表 3.10 収集運搬実績

家庭ごみ収集量

(単位：t)

年度/項目	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
家庭ごみ総収集量	19,714	20,073	19,292	18,778	17,835	17,502	16,998
一人一日総排出量 (g)	489	500	488	479	458	456	447
一人一日あたりのごみ量 (g)	452	455	449	443	426	419	413
人口 (単位：人)	110,360	109,675	108,404	107,308	106,435	105,242	104,071
可燃ごみ	18,041	18,019	17,588	17,215	16,465	15,981	15,568
資源物	1,484	1,793	1,513	1,403	1,220	1,380	1,287
埋立ごみ	－	－	－	－	－	－	－
粗大ごみ	－	－	－	－	－	－	－
破碎ごみ	169	238	169	145	132	125	122
有害ごみ	20	23	21	20	19	19	21

※一人一日あたりのごみ量は、資源量を除いたごみ量

※人口は、毎年度 10 月 1 日現在

(2) 事業系ごみ

事業系のごみについては、持込みを原則としており、一般廃棄物収集運搬許可業者（令和 8 年度更新時 8 者）及び事業者の直接搬入によって、7,386 t（令和 7 年度）の一般廃棄物が持ち込まれています。このなかで、燃やすごみは飲食店及び大規模店舗等の事業所によるものが多く、事業系の持込みごみの減量が今後の課題です。

本市の場合は、陶磁器関連産業等の支援と適正処理の観点から、産業廃棄物の併せ処理（「多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」により多治見市の一般廃棄物処理施設で受け入れることができる産業廃棄物を一般廃棄物と一緒に併せて処理）をしています。

事業系一般廃棄物量と産業廃棄物量の実績は表 3.11 のとおりです。

表 3.11 事業系一般廃棄物量、産業廃棄物量の実績

(単位：t)

項目/年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
一般廃棄物合計	11,292	11,020	10,750	10,628	9,879	9,843	9,649
許可業者	8,960	8,663	8,782	8,107	7,544	7,575	7,386
事業所等	2,332	2,357	1,968	2,521	2,335	2,268	2,263
名古屋市搬入分	-	-	-	-	-	-	-
産業廃棄物合計	3,436	3,097	3,025	3,055	3,387	3,525	3,185

(3)家電4品目の引取状況

平成13年度から特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づいて、排出者が処理していますが、依頼がある場合は排出者から運搬料金を徴収した上で、大畑センターにて引き取り、メーカーの指定引取場所へ搬入を行っています。

引取実績は表 3.12 のとおりです。

表 3.12 家電4品目引取実績

(単位：台)

品目/月	R3	R4	R5	R6	R7
冷蔵庫	1	5	2	1	5
洗濯機・衣類乾燥機	5	4	4	5	4
テレビ	20	23	10	20	23
エアコン	2	1	3	2	1
計	28	33	19	28	33

第4節 中間処理の現状

本市の中間処理施設は、ごみ焼却施設（三の倉センター）、破碎とビン手選別カレット化施設及びペットボトル減容処理施設（リサイクルストックヤード）、生ごみ堆肥化とBDF（Bio Diesel Fuel：バイオディーゼル燃料）製造施設（堆肥化センター）です。

三の倉センターは、平成15年4月からコークスベッド式直接熔融炉が稼働し、処理能力は170t/日、燃やすごみのほか、下水汚泥も焼却しています。また、焼却炉から排出される熔融スラグやメタルは再資源化（リサイクル）しており、飛灰についてはキレート処理した後、コンクリート固化し最終処分場へ搬入しています。

燃やすごみは、焼却熔融処理を行い、1,800度の高温で熔融するため、ダイオキシン等の有害物質を大幅に減らすことができます。ダイオキシンは、法定基準0.1ナノグラム(Ng-TEQ/m³N、ナノグラムは10億分の1グラム)を大幅に下回る0.05ナノグラム以下に、硫黄酸化物や窒素酸化物も50ppm以下におさえることができます。下水汚泥・し尿汚泥についても同様に、焼却施設で焼却熔融処理します。

また、焼却炉から排出されるメタルとスラグは建設資材として資源化されます。最終的に埋め立てとなるのは、飛灰のみとなり、重量は元のごみの6%程度になります。

破碎ごみは、大畑センターで手作業により分別した後、三の倉センターで焼却処理、または名古屋市の大江破碎工場や尾張東部衛生組合晴丘センター(尾張旭市)に処理委託されています。

資源のうち飲料缶（スチールとアルミ）は、選別後圧縮し、ペットボトル等のプラスチック類とビン類は、リサイクルストックヤードで選別、減容・圧縮処理を行い、最終処分を除いた一体的な処理を推進しています。白色発泡トレイは、大畑センターで手選別作業を行い、容器包装リサイクル協会にリサイクルを依頼しています。「色・柄発泡トレイ、発砲スチロール」は、令和元年度から、暫定的処理として焼却しています。

また、資源のうち収集古紙と古着は、原則として、回収資源化業者へ直接搬入しますが、必要に応じて施設での一時保管と選別も進めます。

粗大ごみは、再生利用価値の高いものは簡易修繕後再利用を図り、それ以外は、破碎ごみとして処理します。

有害ごみ（廃蛍光管、廃乾電池、水銀体温計）は、一時保管後専門業者に処分を委託し資源化及び適正な処理を行っています。モバイルバッテリー等のリチウムイオン電池も同様に取り扱っています。

家庭の陶磁器食器については、回収後大畑センターへ集積し、手選別にて異物を取り除いた後、業者へ粉碎処理を委託しています。

平成18年1月から稼働した堆肥化センターでは、小中学校及び多治見市民病院、岐阜県

立多治見病院の給食から排出される残菜や残飯、モデル地区の住民の協力により集められた生ごみの堆肥化と分別収集された天ぷら油の一部からのBDF製造を行っています。

なお、平成11年3月に竣工した笠原クリーンセンターの焼却炉（処理能力18t/日）は、合理化のため、平成21年3月末に焼却炉を休止し、平成28年3月末をもって市民・事業者のごみや資源物の受け入れについても休止しました。今後は、緊急時の一般廃棄物の受け入れ場所として機能を維持します。

他自治体との連携として、緊急事態が発生した際に相互で連携し対処する体制を構築するため、令和3年4月に瑞浪市及び土岐市と「一般廃棄物処理に係る相互支援協定」を締結、令和6年6月に春日井市と「ごみ処理相互応援に関する協定」を締結、令和7年8月に加茂衛生施設利用組合と「一般廃棄物に係る相互支援協定」を締結しました。今後も連携先を拡大していく予定です。

1.ごみ焼却施設の概要と処理実績

(1) ごみ焼却施設の概要

多治見市のごみ焼却施設、三の倉センターの概要は表 3.13 のとおりです。

表 3.13 三の倉センターの概要

項 目	仕 様
名称	1. 三の倉センター（リサイクルプラザ）
所在地	多治見市三の倉町猪場 3 7
計画処理能力	170 t / 日（85 t / 24h × 2 系列）
処理対象物	一般都市ごみ（130 t / 日） 下水汚泥（ 38 t / 日） し尿汚泥（ 2 t / 日）
炉形式	コークスベット式直接熔融炉方式
①受入れ・供給設備	ピット・アンド・クレーン全自動（ごみピット 910 t） 汚泥受入投入装置
②燃焼設備	コークスベット式直接熔融炉式（1700℃～1800℃）
③燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ式
④排ガス処理設備	バグフィルター 乾式塩化水素除去装置 ダイオキシン除去装置（活性炭噴霧） NO _x 除去装置（触媒脱硝装置）
⑤排水処理設備	場内循環使用（クローズドシステム）
⑥通風設備	平衡通風方式
⑦余熱利用設備	発電（余剰分は電力会社へ売電）
⑧熔融物処理設備	コンベヤバンカ方式
⑨飛灰処理設備	薬剤処理バンカ方式
リサイクルプラザ	処理能力 7 t / 日 資源化（ペットボトル）施設 1 t / 日 ビンストックヤード 6 t / 日
敷地面積	40, 500 m ²
建築面積	着工 平成 12 年 8 月
建設年度	竣工 焼却場 平成 15 年 3 月 （リサイクルプラザの一部は平成 17 年 3 月完成）
設計・施工	新日本製鉄株式会社
総事業費	約 1 2 7 億円

(2) ごみ焼却実績

表 3.14 ごみ焼却実績（三の倉センター分）

（単位：t）

区 分 \ 年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
三の倉センター焼却量 (t)	44,382	46,260	46,411	42,574	40,498	37,017	39,585
燃やすごみ(t)	36,423	38,349	38,486	34,321	32,508	29,473	32,759
下水・し尿汚泥(t)	7,958	7,911	7,925	8,254	7,990	7,544	6,826
1 日当焼却量(t)	146	151	146	147	142	148	150
一基当たりの稼働回数 (日)	303	305	317	290	285	250	264
稼働時間 1.2 号延べ(h)	14,552	14,455	14,744	13,527	13,254	11,772	12,574
副資材(コークス使用量) (t)	3,260	3,320	3,162	2,544	2,343	1,980	1,948
スラグ搬出量(t)	2,871	2,626	2,679	2,523	2,607	2,731	2,293
メタル搬出量(t)	711	769	851	611	544	509	526
焼却飛灰搬出量(t)	2,451	2,643	2,598	2,397	2,287	2,153	2,128
使用水量 (m ³)	45,466	50,147	47,979	41,834	38,885	37,280	40,483
使用電力量 (MWh)	11,588	11,573	11,606	10,512	10,346	9,678	10,023
発電量(MWh)	13,430	14,098	14,489	13,000	12,969	11,873	12,591
送電量(MWh)	2,339	2,806	2,867	2,418	2,576	2,212	2,510

2..ごみ焼却施設の周辺環境調査結果

三の倉センターでは、周辺環境保全のため排ガス検査等を定期的に行い監視に努めています。なお、三の倉センターの調査結果は表 3. 15、表 3. 16 のとおりです。

表 3. 15 三の倉センターのダイオキシン調査結果

検査日	炉別	排ガス (ng-TEQ/m ³ N)	飛灰 (ng-TEQ/g)	飛灰処理物 (ng-TEQ/g-dry)	スラグ (ng-TEQ/g-dry)	主灰 (ng-TEQ/g)
R3. 7. 30	1 号	0. 0002	-	0. 75	0. 00000003	-
	2 号	0. 0012				
R4. 7. 29	1 号	0. 0006	-	0. 24	0. 000013	-
	2 号	0. 0027				
R5. 10. 11	1 号	0. 0015	-	0. 63	0. 0000022	-
	2 号	0. 00015				
R6. 7. 23	1 号	0. 0017	-	0. 34	0. 00000063	-
	2 号	0. 0076				
R7. 7. 30	1 号	0. 000033	-	0. 22	0. 000000018	-
	2 号	0. 00015				

※排ガス基準 80ng-TEQ/g(平成 14 年 11 月まで)、5ng-TEQ/g(平成 14 年 12 月 1 日から)

※排ガス(三の倉センター自主基準 0. 05ng-TEQ/m³N)

表 3. 16 三の倉センターの周辺土壌

検査日	採取場所	土壌(pg-TEQ/g)
R 3. 9. 29	三の倉センター周辺	17
R 4. 9. 28	三の倉センター周辺	0. 0091
R 5. 9. 22	三の倉センター周辺	0. 0091
R 6. 9. 26	三の倉センター周辺	0. 22
R 7. 9. 25	三の倉センター周辺	0. 27

※土壌基準暫定ガイドライン 1, 000pg-TEQ/g

3.生ごみ堆肥化及びBDF製造施設の概要

燃やすごみの約7分の1を占める生ごみの資源化がごみ減量の推進に必要です。平成18年1月から稼働した堆肥化センターでは、小中学校及び多治見市民病院、岐阜県立多治見病院の給食から排出される残菜や残飯、モデル地区の住民の協力により集められた生ごみから堆肥化を行っています。また、分別収集された天ぷら油の一部からのBDF製造を行っています。製造したBDFは、ごみ収集車の一部に燃料として再利用しています。

なお、堆肥化センターの概要は表3.17、堆肥化及びBDF製造実績は表3.18のとおりです。

表3.17 堆肥化センター概要

所 在 地	多治見市三の倉町猪場 37 番地
敷 地 面 積	1,400 m ²
施 設 概 要	1) 堆肥化プラント 堆肥舎（鉄骨造平屋 243 m ² ） 堆肥化プラント（高速1次発酵機1基・自動投入機1基） 堆肥熟成槽・事務所・合併浄化槽・保管庫
	2) BDFプラント BDF製造棟（鉄骨造平屋 50 m ² ） BDF製造装置・給油装置
処 理 能 力	1) 堆肥化プラント 最大処理能力 1,000kg／日 2) BDFプラント 100 トン／日
処 理 方 式	1) 堆肥化プラント 一次高速発酵処理（好気性高熱菌による高速発酵）＋ 二次発酵処理 2) BDF製造施設 メチルエステル化法
処 理 対 象 物	1) 堆肥化プラント 一般食品残渣 2) BDFプラント 植物性廃食油
総 事 業 費	約 0.85 億円

表 3. 18 堆肥排出量及びB D F 製造量

項目 \ 年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
堆肥化プラント							
搬入量(kg)	92, 319	90, 489	98, 623	94, 450	88, 250	83, 643	71, 858
搬出量(kg)	29, 985	34, 168	29, 776	37, 745	43, 782	31, 311	29, 322
B D F 製造施設							
搬入量(リットル)	43, 410	41, 995	38, 660	33, 200	33, 675	30, 535	36, 200
製造量(リットル)	2, 232	2, 139	869	746	502	670	541

第5節 最終処分

1.最終処分場の概要と処理実績

最終処分場は、管理型・安定型処分場を有する大畑センターと笠原クリーンセンターがあります。

旧笠原町との合併以前、管理型処分場を保有していない本市の最終処分は、名古屋市愛岐処分場に依存しており、ごみ焼却施設からの焼却残渣や収集された埋立ごみ（粗大ごみ含む）を埋め立てていました。

その後、平成 15 年度には焼却施設（三の倉センター）を更新し、熔融炉を導入したことにより、従来埋立処分されていた廃プラスチック・ビニール類を焼却することとなったため、熔融炉から発生する飛灰のみを名古屋市愛岐処分場に持ち込んでいました。

こうした最終処分の状況を改善するため、平成 22 年度に、クローズドシステム（屋根付きで雨水を場内に入れない仕組み）による最終処分場を大畑センターに建設しました。

(1)大畑センターの概要

大畑センターは、昭和 47 年から安定型処分場を、平成 22 年 6 月から管理型処分場を開設しました。対象物としては、一般家庭から出る廃棄物と事業所から出る産業廃棄物のうち、市内で発生した少量のものに限り、受け入れています。また、三の倉センターでの焼却処分後に発生する飛灰固化物を受け入れています。さらに、一般家庭から出る資源物の常設ステーションとして機能しています。なお、大畑センターの概要は表 3.18 のとおりです。

なお、令和元年 8 月に三の倉センターで発生した火災で破砕選別機が使用できないため、破砕ごみの一時仮置き場として利用しています。

表 3.19 大畑センターの概要

名称	大畑センター
所在地	多治見市大畑町大洞 48 番地の 35
敷地面積	114,771 m ²
(安定型最終処分場)	
開設	昭和 47 年 6 月
埋立面積	81,888 m ²
埋立容量	2,320,729m ³
埋立残容量	115,427 m ³ (令和7年度末)
排水処理	無し
埋立物	安定五品目の内、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類
(管理型最終処分場)	
開設	平成 22 年 6 月

埋立面積	4,260 m ²
埋立容量	35,000m ³
残余容量	19,130 m ³ (令和7年度末)
排水処理	無し(屋根付クローズドシステム)
埋立物	三の倉センターで排出される飛灰固化物
(その他施設)	
資源ストックヤード	410 m ²
資源選別場	589 m ²

(2) 笠原クリーンセンターの概要（平成 28 年3月末で受け入れ休止）

一般廃棄物最終処分場として、昭和 40 年 1 月に開設され、現在では安定型最終処分場、管理型最終処分場、浸出水処理施設を併せもった施設です。

安定型最終処分場は、昭和 51 年 4 月に開設され、安定型 5 品目（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類）の中のガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類の埋立を行ってきました。

管理型最終処分場は、平成 7 年 4 月に開設され、焼却灰、不燃ごみ、汚泥の埋立を行っていました。埋立地から出る浸出水は、超軟質塩化ビニールで土壌には染み込まないようにしており、併設された浸出水処理施設にて適正に水処理をしています。

受け入れを休止した平成 28 年 4 月以降は、災害や火災などの緊急時の埋立廃棄物処理に対応しています。

なお、笠原クリーンセンターの概要は表 3.20 のとおりです。

表 3.20 笠原クリーンセンターの概要

名称	一般廃棄物最終処分場
所在地	多治見市笠原町 4022 番地の 7
敷地面積	103, 207 m ²
(安定型最終処分場)	
開設	昭和 47 年 6 月
埋立方法・方式	山間埋立 サンドイッチ方式
埋立面積	85, 535 m ²
埋立容量	1, 451, 795 m ³
埋立残余容量	106, 925 m ³ （令和 7 年度末）
埋立物の種類	安定型 5 品目のうち、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類

(管理型最終処分場)	
開設	平成 7 年 4 月
埋立方法・方式	準好気性埋立構造 サンドイッチ方式
埋立面積	6,100 m ²
埋立容量	30,000 m ³
埋立残余容量	29,300 m ³ (令和 7 年度末現在)
埋立物の種類	焼却灰、不燃ごみ、汚泥
(浸出水処理施設)	日処理量 25 m ³

(3)最終処分実績

最終処分実績は表 3. 21、表 3. 22 のとおりです。

表 3. 21 埋立実績（大畑センター及び愛岐処分場）

（単位：t）

区 分 \ 年 度		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
大畑センター埋立量 合計		2, 945	3, 224	2, 959	2, 832	2, 803	2, 881	2, 752
安定型	一般廃棄物	251	669	521	326	210	261	234
	産業廃棄物	1, 248	1, 215	1, 137	1, 163	1, 341	1, 562	1, 361
管理型	焼却飛灰（固形物）	1, 438	1, 711	1, 674	1, 405	1, 298	1, 096	1, 213
愛岐処分場								
三の倉センター焼却飛灰		1, 020	953	924	999	989	1058	916
総 合 計		3, 965	4, 177	3, 883	3, 831	3, 792	3, 939	3, 668

表 3. 22 埋立実績（笠原クリーンセンター）

（単位：t）

区 分 \ 年 度		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
埋立量合計		199	52	96	194	112	164	17
安定型搬入量	一般廃棄物	—	—	—	—	—	—	—
	産業廃棄物	—	—	—	—	—	—	—
管理型搬入量		199	52	96	194	112	164	17

(4)大畑センターにおける環境測定状況

大畑センターでは、周辺環境保全のため水質検査を定期的に行い監視に努めています。

なお、ダイオキシン調査結果は表 3. 23、放流水検査結果は表 3. 24 のとおりです。

表 3.23 大畑センターのダイオキシン調査結果

検査日	放流水(pg-TEQ/ℓ)	地下水(堰堤下)(pg-TEQ/ℓ)
R3.9.21	0.0036	0.012
R4.9.27	0.0065	0.035
R5.9.19	0.0027	0.300
R6.9.27	0.0045	0.390
R7.9.24	0.20	0.075

※放流水基準 10pg-TEQ/ℓ、地下水 基準なし

表 3.24 大畑センターの放流水検査結果

検査項目 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7	排水基準※1
pH	7.3	7.4	7.4	7.4	7.6	5.8-8.6
BOD mg/ℓ	2.2	1.8	1.2	1.2	0.7	60 以下
COD mg/ℓ	1.9	2.4	2.0	2.5	2.9	90 以下
SS mg/ℓ	3.0	2.0	2.0	2.1	2.0	60 以下
n-ヘキサン抽出物質 mg/ℓ	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5 以下
フェノール類含有量 mg/ℓ	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	5 以下
銅含有量 mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	3 以下
亜鉛含有量 mg/ℓ	0.06	0.05	0.03	1.03	0.03	2 以下
溶解性鉄含有量 mg/ℓ	0.18	0.1	0.09	0.08	0.07	10 以下
溶解性マンガン含有量 mg/ℓ	0.09	0.06	0.13	0.13	0.09	10 以下
クロム含有量 mg/ℓ	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	2 以下
大腸菌群数 個/mℓ	0	0	1	0	1 未満	3000 以下
窒素含有量 mg/ℓ	2.6	2.7	2.4	2.1	2.2	120 以下
リン含有量 mg/ℓ	0.021	0.029	0.034	0.028	0.029	16 以下
カドミウム及びその化合物 mg/ℓ	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下
シアン化合物 mg/ℓ	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下
有機リン化合物 mg/ℓ	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下
鉛及びその化合物 mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下
六価クロム化合物 mg/ℓ	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.5 以下
砒素及びその化合物 mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物 mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下

検査項目 \ 年度		R3	R4	R5	R6	R7	排水基準※1
アルキル水銀化合物	mg/ℓ	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと※2
PCB	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.003 以下
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下
ジクロロメタン	mg/ℓ	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下
四塩化炭素	mg/ℓ	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.4 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.06 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
チウラム	mg/ℓ	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.06 以下
シマジン	mg/ℓ	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下
チオベンカルブ	mg/ℓ	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下
ベンゼン	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下
セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下
ほう素及びその化合物	mg/ℓ	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	50 以下
ふっ素及びその化合物	mg/ℓ	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	15 以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/ℓ	2	2	2	2	2	※3
1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.5 以下

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令による排水基準（別表第1）

※2 「検出されないこと」とは、同省令第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

※3 1ℓにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたものに亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200mg以下

(5) 笠原クリーンセンターにおける環境測定状況

笠原クリーンセンターでは、周辺環境への配慮から、水質検査を定期的に行い監視に努めています。

なお、検査結果は表 3.25、表 3.26 のとおりです。

表 3.25 笠原クリーンセンターのダイオキシン調査結果

検査日	放流水(pg-TEQ/ℓ)	地下水(堰堤下)(pg-TEQ/ℓ)
R3.9.21	0.000066	0.015
R4.9.27	0.074	0.065
R5.9.19	0.000073	0.024
R6.9.27	0.00074	0.078
R7.9.24	0.21	0.120

※放流水基準 10pg-TEQ/ℓ、地下水 基準なし

表 3.26 笠原クリーンセンターの放流水調査結果

検査項目 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7	排水基準※1
pH	7.9	7.9	8.1	7.3	7.5	5.8-8.6
BOD mg/ℓ	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	60 以下
COD mg/ℓ	2.0	1.7	1.9	2.6	2.0	90 以下
SS mg/ℓ	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	2.0	60 以下
n-ヘキサン抽出物質 mg/ℓ	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5 以下
フェノール類含有量 mg/ℓ	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	5 以下
銅含有量 mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	3 以下
亜鉛含有量 mg/ℓ	0.08	0.08	0.07	0.09	0.08	2 以下
溶解性鉄含有量 mg/ℓ	0.02 未満	0.02	0.02 未満	0.02 未満	0.02	10 以下
溶解性マンガン含有量 mg/ℓ	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	10 以下
クロム含有量 mg/ℓ	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	2 以下
大腸菌群数 個/mℓ	0	14	0	9	1 未満	3000 以下
窒素含有量 mg/ℓ	2.7	1.8	4.0	5.7	4.7	120 以下
磷含有量 mg/ℓ	0.036	0.03	0.058	0.066	0.029	16 以下
カドミウム及びその化合物 mg/ℓ	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下
シアン化合物 mg/ℓ	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下
有機磷化合物 mg/ℓ	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下
鉛及びその化合物 mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下
六価クロム化合物 mg/ℓ	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.5 以下
砒素及びその化合物 mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物 mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下

検査項目 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7	排水基準※1
アルキル水銀化合物 mg/ℓ	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと※2
PCB mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.003 以下
トリクロロエチレン mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下
テトラクロロエチレン mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下
ジクロロメタン mg/ℓ	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下
四塩化炭素 mg/ℓ	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
1,2-ジクロロエタン mg/ℓ	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下
1,1-ジクロロエチレン mg/ℓ	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン mg/ℓ	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.4 以下
1,1,1-トリクロロエタン mg/ℓ	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3 以下
1,1,2-トリクロロエタン mg/ℓ	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.06 以下
1,3-ジクロロプロペン mg/ℓ	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
チウラム mg/ℓ	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.06 以下
シマジン mg/ℓ	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下
チオベンカルブ mg/ℓ	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下
ベンゼン mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下
セレン及びその化合物 mg/ℓ	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下
ほう素及びその化合物 mg/ℓ	0.8	0.7	0.6	1	0.7	50 以下
ふっ素及びその化合物 mg/ℓ	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	15 以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 mg/ℓ	3	2	3	5	4	※3
1,4-ジオキサン mg/ℓ	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.5

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令による排水基準(別表第

1)

※2 「検出されないこと」とは、同省令第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

※3 1ℓにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたものに亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200mg以下

第6節 現況におけるごみ処理の課題

1.排出抑制・再資源化

令和7年度から、センターへ持ち込むごみ処理手数料を改定しましたが、現時点において、事業系のごみ減少に至っているとまでは言えないことから、次回の市全体での手数料の改定時期に、現在の「ごみ処理費用の3分の2」の負担割合も含め見直す必要があります。

また、毎年の組成分析によると、「紙・布類」と「プラスチック類」の割合が高くなっています。「プラスチック類」は、国の再資源化の方針や広域ごみ焼却施設の「循環型社会形成推進交付金」の交付要件になっていることから、資源としての収集に早期に取り組む必要があります。

表 3.27 可燃ごみ（家庭系及び事業系）の組成

	紙・布類	厨芥類	プラスチック類	木質類	不燃物類 他
三の倉センターで毎年行う組成分析 (令和7年度の平均値)	43.1%	13.8%	33.7%	6.5%	2.9%

2.収集・運搬

排出困難者対策として、令和3年4月から高齢者世帯等を対象として、粗大ごみの戸別収集を開始しました。

高齢者世帯に限らず、「燃やすごみ」の排出が困難な方への支援の取り組みが始まった地域がありますが、今後対象世帯が増加していくことが考えられ、市としても必要な世帯への支援(個別収集)に取り組み、重層的な収集体制を構築する必要があります。

3.中間処理

三の倉センターの長寿命化（稼働期間の延命化）と焼却時の高効率化による二酸化炭素排出量削減を目的に平成23年度から4年間、平成29年～令和元年（前期）、令和3年～5年（後期）に改良工事を行い、令和14年度まで稼働するために必要な長寿命化工事は終了しています。現在、令和19年度稼働を目標に東濃西部3市(多治見市、瑞浪市、土岐市)での広域ごみ焼却施設の整備の協議が進められています。稼働開始までの期間、三の倉センターにおいて安定的に焼却できるよう、施設管理を行う必要があります。

また、堆肥化センターは、学校給食や多治見市民病院、岐阜県立多治見病院、モデル地区の調理残渣や残飯等の再資源化（リサイクル）を行い、引き続き生ごみの再資源化（リサイクル）を促進していきます。

4.最終処分

大畑センターは、平成 15 年 4 月に現焼却場が本格稼動してからは、焼却溶融可能なものが増えたため、工作物の除去に伴うコンクリート破片、廃陶磁器等に限り受け入れていきます。また、管理型処分場では、三の倉センターから排出される飛灰を埋立処分しています。広域ごみ焼却施設での焼却後に発生する「焼却灰」は、各市で処理することで協議が進められています。大畑センターの管理型処分場は、いずれは満杯になることから、民間も含めた処分場での処理や処分について検討する必要があります。

笠原クリーンセンターは、安定型処分場と管理型処分場を併設していますが、平成 21 年 3 月の焼却停止に伴い、安定型 5 品目の中のガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類のみの埋立てとし、平成 28 年 4 月からは一般の受け入れを休止しています。

今後は、災害時の貴重な処分場として、適切に管理していく必要があります。

5.情報共有と具体的な行動

本計画の基本方針に基づき、ごみの発生抑制から処分までの一貫した処理体系を築き、適正処理を推進していくうえで、市民と事業者と市がそれぞれの立場で行動することが必要になります。市には、次のような行動が求められています。

- ①積極的な情報の提供と交流の場の設定
- ②市民、事業者の自主的な行動に対する支援
- ③一事業者としての側面を持つ行政の自律的改善

また、市が事業を進めていくうえで、自主的な取り組みの積み重ねを支援し、ごみの減量やリサイクルに努力した者が報われる制度等を構築していく必要があります。

【参考】具体的行動の基本原則

ごみ減量、再資源化（リサイクル）の優先順位（4R: Refuse、Reduce、Reuse、Recycle の推進）

- ①廃棄物をできるかぎり出さない。(Refuse、Reduce)
- ②同じ形状のまま再利用する。(Reuse)
- ③物質として再資源化し、再生品を優先利用する。(Material Recycle)
- ④エネルギーを回収して利用する。(Thermal Recycle)
- ⑤やむを得ず排出される廃棄物は適正に処理する。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 排出抑制・再資源化計画

排出抑制に向けて、市民及び事業者に対し、ごみ処理の現状を知らせ、考え、行動してもらうために、具体的なごみ減量の目標と方策を示します。ごみの適正処理と資源化についての体系は図4.1のとおりです。

表4.1 「1人1日当たりごみ量 (g)」の目標

	令和13年	令和18年	(参考)令和5～7年平均
1人1日当たりごみ量 (g)	412	390	420
人口(人)	96,384	91,220	105,249
燃やすごみ(t)	14,347	12,898	16,005
破碎ごみ(t)	138	131	126

※家庭ごみ収集量のうち、資源等は除いて積算。

1.具体的な方策

(1)事業所のごみ減量指導と啓発

第3次基本計画期間において、併せ産廃を含む事業者の持ち込みは、許可業者を除き減っていない状況のため、事業系ごみの資源化推進への啓発、次回の手数料改定時期に、現在の「ごみ処理費用の3分の2」の負担割合も含め見直しを検討、「併せ産廃」として受け入れるごみの種類や企業の精査を実施します。

(2)家庭ごみのプラスチック類の資源化の推進

環境省の「令和4年度容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」では、可燃ごみに含まれるプラスチックの割合は14.7%。汚れがひどいもの等、リサイクルに適さないものを除き、概ね8%を資源化することを目標とします。

令和10年度以降にモデル地域での試行を開始するなど、段階的に品目等を増やして全市的に実施。令和19年度において資源化目標の達成を目指します。

(3)ごみ減量に向けての啓発等

補助制度を見直した生ごみ処理機等の設置促進、おとどけセミナーの充実、環境フェアの開催、親子エコクッキング等の講座を通して、ごみ減量について市民へ啓発します。食品ロスの削減については、岐阜県、事業所、関係機関と連携し推進します。

(4) 情報発信・多様な市民対応

ごみカレンダーに多言語対応できるサイトのQRコードを掲載し、多様な市民への対応を継続するとともに、広報紙やFMたじみ（ピピ）、ホームページ、エコカレンダー等で、ごみ減量、分別方法の周知の情報を発信するとともに、「（仮）ごみ分別アプリ」を導入します。

また、市ホームページ等で、ごみの分別区分の検索サイトを充実します。

(5) リサイクル推進店舗との連携・協力

積極的に再資源化（リサイクル）に取り組み、ごみ減量を推進する市内のスーパーや商店等と、資源化の拡大へ向け連携・協力を図ります。

(6) 不法投棄パトロールの継続

不法投棄防止のための市内パトロールを継続して実施します。

(7) リチウムイオン電池等の安全な回収

リチウムイオン電池等の回収についての周知や回収方法等を引き続き検討し実施します。

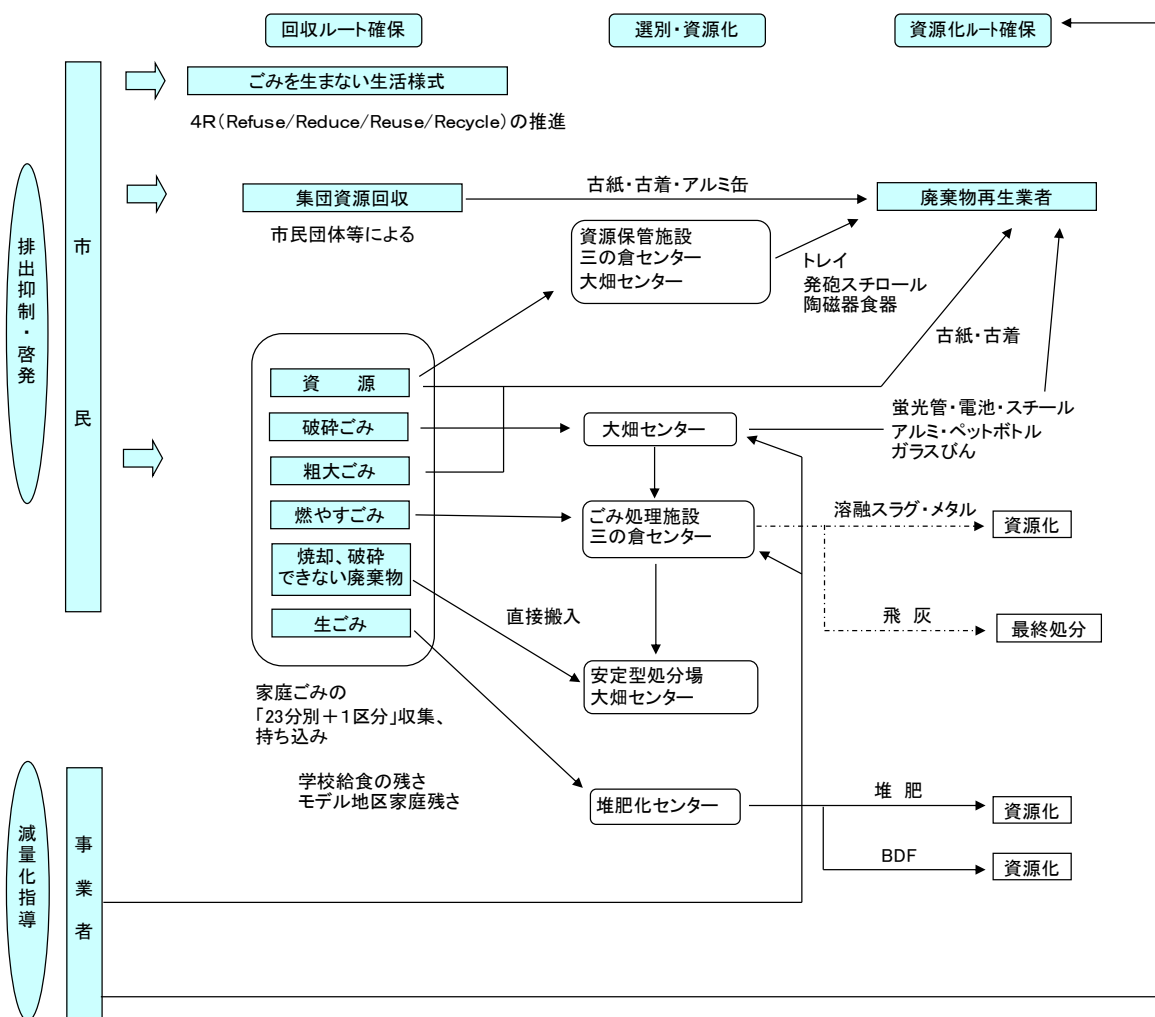
(8) 草木類のリサイクルのための環境整備

伐採した草木類の資源化（堆肥）について、事業所の誘導やモデル地域の実施の他、一般家庭の資源化を検討します。

(9) 資源集団回収奨励金制度や生ごみ処理容器補助制度の継続

資源集団回収奨励金制度や生ごみ処理容器補助制度については、市況の変動や普及率等、適時見直しながら引き続き支援していきます。

図 4.1 ごみの適正処理と資源化



第2節 収集・運搬計画

1. 収集・運搬に関する目標

身近な環境保全と市民生活を維持するため、全域を収集対象区域として排出品目に応じた収集を実施し、ごみを適正処理します。

☆計画目標 収集運搬の効率化(ごみステーションの整理、収集車両の整備)
収集サービスの向上(排出困難者への対応)

2. 収集区域と人口

収集対象区域は、多治見市の行政区域全域とします。

計画収集人口については、次のとおりとします。

令和7年度(基準年)	104,071人
令和13年度(推計)	96,384人
令和18年度(推計)	91,220人

3. 収集・運搬方法及び量

(1) 排出の方法

① ごみの区分と排出方法

平成24年4月からは、これまでの23分別収集に家庭の陶磁器食器を加え、「23分別+1」として収集しています。

家電製品(家電リサイクル法で定める品目を除きます。)等、金属とその他の素材の複合物は、「破碎ごみ」として収集しています。平成23年7月からは、国のモデル事業として、家電製品からの希少金属を回収し、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行後も継続しています。

ごみの排出方法については、燃やすごみと破碎ごみは市指定のごみ袋を用い、資源は地域で決められたリサイクルステーションに分別して排出します。また、袋に入らない大型のごみは、粗大ごみシールを貼付し排出します。

なお、生ごみの資源化については、モデル地域の市民の協力を得て、堆肥化センターにて堆肥化事業を実施しています。市民への分別のお願い、収集方法、堆肥物の処分先等、多くの課題があり、継続して検討していきます。

ごみの分別と収集回数は表4.2、分別区分と排出方法は表4.3のとおりです。

表 4.2 ごみの分別と収集回数

区分	内容	収集回数
燃やすごみ	資源化できない紙類、資源化できない布類、生ごみ、木切れ、草木、紙おむつ、ビニール類、プラスチック類、ゴム類など	週2回
破碎ごみ	電化製品(テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫を除く)などとの金属との複合物	月1回
資源	金属類、紙類、布類、ビン類、ペットボトル、白色発泡トレイ、色柄発泡トレイ・発泡スチロール	月1回
有害ごみ 天ぷら油 陶磁器食器	電池、水銀体温計、蛍光管、陶磁器食器	3ヶ月に1回
粗大ごみ	燃やすごみ: 大型家具、寝具など 破碎ごみ: 大型電化製品(テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫を除く)、金属を含む大型家具など	素材により「燃やすごみ」か「破碎ごみ」のいずれかに排出

表 4.3 分別区分と排出方法

搬出区分		収集回数	排出方法	収集車両	搬入先
缶・金属類	飲料缶	月 1 回	リサイクルステーションへ排出	委託業者による	三の倉センター
	その他金属類				大畑センター
紙類	新聞紙・折込チラシ	月 1 回	リサイクルステーションへ排出		民間 再資源化施設
	雑誌類・ざつ紙類				
	段ボール				
	飲料用パック				
布類	布・古着類	月 1 回	リサイクルステーションへ排出		
ビン類	一升ビン	月 1 回	リサイクルステーションへ排出		三の倉センター
	ビールビン				
	無色・白色				
	茶色				
	緑色				
	黒色				
	その他色ビン・化粧品ビン・ガラス製品				

搬出区分		収集回数	排出方法		搬入先
ペット・発泡類	ペットボトル	月 1 回	リサイクルステーションへ排出	委託業者による	三の倉センター
	白色発泡トレイ				大畑センター
	色・柄発泡トレイ、発泡スチロール				
天ぷら油	天ぷら油	3 ヶ月に 1 回	リサイクルステーションへ排出		三の倉センター
有害ごみ	電池・水銀体温計	3 ヶ月に 1 回	リサイクルステーションへ排出	パッカー車	三の倉センター
	蛍光管	1 回	リサイクルステーションへ排出		
燃やすごみ		週 2 回	指定ごみ袋を使用し、ステーションへ排出	パッカー車	三の倉センター
破砕ごみ		月 1 回			
粗大ごみ		品目により燃やすごみ、破砕ごみのいずれかに排出	粗大ごみシールを貼って、ステーションへ排出	パッカー車	三の倉センター

②排出時間

ごみの排出時間は、収集当日の午前 8 時 30 分までとします。

③住民への周知・指導

ごみの排出方法については、収集カレンダー及び冊子、チラシ、「広報たじみ」、「FM たじみ（ピピ）」等を利用して、住民への周知と協力を求めるとともに、要望に応じておとどけセミナーを開催します。

(2) 収集・運搬の方法

① 収集・運搬方式

- ・燃やすごみ

パッカー車（機械式収集運搬車）による収集・運搬方式とします。

- ・破碎ごみ

パッカー車による収集・運搬方式とします。

- ・資源

パッカー車及び低床トラック（手積式収集運搬車）による収集・運搬方式を原則とします。

- ・粗大ごみ、有害ごみ

パッカー車及び低床トラックによる運搬方式とします。

② 収集方式

ごみステーション、リサイクルステーション回収方式とします。

③ 収集回数

収集回数は表 4.3 のとおりです。

④ 収集・運搬時間帯

収集・運搬の時間は、8：30～17：00 とします。

(3) 収集・運搬対象ごみ量

収集・運搬対象ごみ量の将来予測量は表 4.4 のとおりです。

表 4.4 将来の収集・運搬対象ごみ予測量

(単位：t)

年度	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 18
人口予測(人)	101,001	99,871	98,756	97,470	96,384	91,220
可燃ごみ	15,687	15,351	15,022	14,671	14,354	12,869
資源(有害ごみ含む)	1,264	1,374	1,480	1,581	1,681	2,144
破碎ごみ	145	143	142	140	138	131

※人口予測：「流域別下水道整備総合計画」を参考にして推計した「生活排水処理基本計画」に用いた推計値を使用

第3節 中間処理

1. 中間処理に関する目標

対象区域から収集したごみを適正に処理するとともに、一層の減量化、資源化を促進します。

2. 中間処理対象ごみ及び量

(1) 中間処理対象ごみを次のように計画します。

【焼却処理】

- ・「燃やすごみ」
- ・「し尿汚泥」
- ・「下水汚泥」

【破碎・選別処理】

- ・「破碎ごみ」
- ・「粗大ごみ」
- ・「金属類」

※収集した「破碎ごみ」のうち、「小型家電（コンセントもしくは電池・バッテリーで動くもので、家電リサイクル法の対象品目を除く電化製品）」については、職員により「高品位・低品位の家電」とそれ以外の家電に分別した上で、民間業者に売却

【選別・減容・圧縮処理】

- ・「ビン類」
- ・「プラスチック類」
- ・「飲料缶」
- ・「蛍光管」
- ・「陶磁器食器」

※ 収集した「古紙・古着類」は民間業者へ直接搬入

※ 収集後選別した陶磁器製食器は、民間業者へ搬入し粉碎処理

【堆肥化处理】

- ・「生ごみ（一部）」

【BDF製造】

- ・「天ぷら油」

(2) 将来の中間処理対象ごみ量

中間処理対象ごみ量の予測（焼却量）は表 4.5、中間処理対象ごみ量の予測（資源化量）は表 4.6 のとおりです。

表 4.5 中間処理対象ごみ量の予測（焼却量）（単位：t）

年度	R9	R10	R11	R12	R13	R18
人口予測(人)	101,001	99,871	98,756	97,470	96,384	91,220
可燃ごみ	29,535	29,107	28,671	28,196	27,775	25,793
し尿汚泥	173	171	169	167	165	156
下水汚泥	7,776	7,732	7,689	7,639	7,596	7,391
計	37,484	37,010	36,529	36,002	35,536	33,340

※人口予測：「流域別下水道整備総合計画」を参考にして推計した「生活排水処理基本計画」に用いた推計値を使用

表 4.6 中間処理対象ごみ量の予測（資源化量）

（単位：t）

年度	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 18
人口予測(人)	101,001	99,871	98,756	97,470	96,384	91,220
集団資源回収	1,093	1,081	1,069	1,055	1,043	987
収集古紙・古着	677	670	662	654	646	612
持込古紙・古着	242	240	237	234	231	219
金属(搬出量)	257	254	251	248	245	232
ガラスビン(搬出量)	381	377	373	368	364	344
ペットボトル(搬出量)	89	88	87	86	85	80
白トレイ(搬出量)	4	3	3	3	3	3
色柄トレイ・発砲スチロール(搬出量)	13	13	13	13	13	12
その他プラスチック類(搬出量)	0	124	244	361	475	1,001
天ぷら油(搬出量)	30	29	29	29	28	27
陶磁器食器(搬出量)	33	33	33	32	32	30
破碎ごみ内の金属類資源化量	33	33	33	32	32	31
破碎ごみ内の小型家電(搬出量)	35	35	35	34	34	32

※人口予測：「流域別下水道整備総合計画」を参考にして推計した「生活排水処理基本計画」に用いた推計値を使用

3. 運転管理計画

(1) 施設の管理

ごみ処理施設の全般的管理は、多治見市が行います。なお、焼却施設の運転等については、民間に委託します。

(2) 施設の運転計画

施設の運転計画は、ごみ発生量の経年的増減及び季節変動、施設の定期修繕等に十分対応できるよう検討し毎年作成します。

(3)維持管理計画

施設の維持管理については、「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五）の各事項に準じて行います。また、排ガス中のダイオキシン類の濃度は、国よりも厳しい多治見市独自の排出基準にて安全に管理しています。

三の倉センターは焼却施設とリサイクルプラザとも高度な機械設備となっていることから、トラブル防止等、常に研修等により安全かつ経済的な管理技術の向上を図るとともに、操業については、専門業者に委託します。

また、広域ごみ焼却施設の整備の協議が進められていることから、稼働開始までの期間、三の倉センターにおいて安定的に焼却できるよう、今後も計画的な修繕を実施していきます。

(4)情報の公開

周辺住民をはじめ、市民から信頼の得られる施設としていくため、運転状況、維持管理状況（搬入ごみ量・質、検査データ等）について適切に情報を公開します。

4. 焼却処理に伴うエネルギー回収・利用方法

焼却処理に伴い発生する熱を利用し、焼却施設では場内給湯のほか発電を行います。発電した電力は焼却施設や場内冷暖房用に使用し、さらに余った電力は売電します。

5. 焼却により発生する溶融スラグとメタルの資源化

(1)溶融スラグの資源化

発生した溶融スラグは、道路の舗装やコンクリートの二次製品等の建設資材として再利用し、資源化に努めます。また、JIS 認証により、品質管理の担保があることから、新たな利用ルートの開拓にも力を注ぎ、安定した再利用に努めます。

(2)メタルの資源化

発生したメタルは、資源として金属回収業者に売却します。

6. 分別により収集された資源の処理

家庭から 23 分別＋1 区分により収集された資源については、品目ごとに有効な方法で、再生利用を行うため回収業者へ引き渡します。天ぷら油は、堆肥化センターで収集し売却処分する等、再資源化に努めます。

第4節 最終処分計画

1.最終処分の目標

施設をできるだけ延命するためにも、市民と事業者と市が一体となり、さらなる排出抑制や再資源化を図り、最終処分量の縮減を目指します。

現在、三の倉センターでの焼却後に発生する飛灰は、大畑センター管理型処分場と名古屋市の愛岐処分場へ搬入しています。大畑センターへの搬入量が現状程度であれば、第4次基本計画期間中に満杯になることはありませんが、広域焼却施設の稼働後を見据えて持続可能な最終処分体制を構築できるよう民間の処分場も含め、処分方法の検討を始めます。

また、笠原クリーンセンターを適正に管理していくよう水処理施設の更新計画の検討を始めます。

2.施設の適正管理と産業廃棄物の受け入れ

施設は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」（昭和五十二年総理府・厚生省令第一号）を遵守するとともに、十分な環境保全対策と住民による監視体制を含めた適切な維持管理を進めます。

また、市内事業所から発生する産業廃棄物については、三の倉センター、大畑センターで処理できるものを除き、事業者の自己責任で処理されるよう制度の徹底と指導の強化に努めます。

3.最終処分の方法

飛灰はキレート処理し、コンクリート固化したものを埋立処分します。

大畑センターの管理型処分場では、飛灰はキレート処理し、コンクリート固化したものを埋立処分します。

大畑センターの安定型処分場では、陶磁器くずとガラスくず、コンクリート破片の埋立処分を行います。なお、飛灰全量を埋立した場合の処分量の予測結果は以下のとおりです。

表 4.7 埋立処分量の予測

(単位：t)

	R9	R10	R11	R12	R13	R18
人口(人)	101,001	99,871	98,756	97,470	96,384	91,220
飛灰	2,436	2,405	2,373	2,339	2,309	2,166
大畑C	1,490	1,432	1,430	1,427	1,424	1,412
計	3,926	3,837	3,803	3,765	3,733	3,578

